

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 33 号
件 名	平成 21 年度税制「改正」関連法案において、消費税の税率引き上げを行わないことを求める意見書の提出について
紹 介 議 員	風間ルミ子，小山哲夫
要 旨	<p>未曾有の経済・金融危機が日本経済を襲い、国民や中小企業、中小業者の生活、経営に甚大な打撃を与えています。「派遣切り」「期間工切り」など、大量解雇、雇用破壊が深刻な社会問題となり、下請企業への発注停止、単価引き下げなども急激に進められ、地域経済は疲弊しています。</p> <p>景気悪化で国民生活が圧迫される中で、政府は、平成 21 年度税制「改正」関連法案の附則で消費税増税の道筋を法制化し、今国会に上程しました。消費税の増税は、個人消費を冷え込ませ、家計や中小業者、農家の経営を圧迫し、景気悪化に追い打ちをかけるものです。また、国民の信を受けず消費税増税実施のルールを法律で定めることは、議会制民主主義や国民の意向を無視するものです。</p> <p>消費税は、「社会保障のため」と導入時も現在も理由づけされてきましたが、この間、医療、年金などの社会保障は削られ、導入時から平成 18 年度までの間、消費税収 201 兆円は法人三税の減税分 164 兆円の穴埋めに使われてきました。社会保障財源は、大企業・大資産家向けの減税をもとに戻し、無駄遣いを改めることで捻出できます。収入の少ない人ほど負担の重い消費税は、社会保障財源としてふさわしくない税金であり、消費税率引き上げ計画は中止すべきです。</p> <p>国民の暮らしや中小企業の経営を守る上で、税制と社会保障のあり方を抜本的に見直して、景気対策を外需依存から内需拡大に据え、中小企業と農業を支援し、地域経済、地場産業の振興を図ることこそが必要です。</p> <p>つきましては、貴議会において、下記の事項について意見書を国に提出してくださるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成 21 年 2 月 19 日   総務常任委員会
受 理	平成 21 年 2 月 16 日 第 146 号

請願第 33 号

	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 平成 21 年度税制「改正」関連法案において、消費税率の引き上げを行わないこと。</p>
--	--